

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	高額医療合算介護（予防）サービス費事務における個人番号の利用に伴う介護保険システムの変更等について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- ◇第 17 条第 1 項第 4 号（外部電子計算機との結合）

【報告】

- ◇第 14 条第 1 項（業務委託）
- ◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第 5 条第 1 項第 6 号に基づく報告

（担当部課：福祉部介護保険課）

事業の概要

事業名	高額医療合算介護（予防）サービス費
担当課	介護保険課
目的	高額医療合算介護（予防）サービス費の計算委託をしている東京都国民健康保険団体連合会において、個人番号を利用して、医療・介護の被保険者の突合を行う。
対象者	介護保険の要介護（要支援）認定を受けている者又は総合事業の対象者（以下「要介護認定者等」という。）のうち、国民健康保険に加入する被保険者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>高額医療合算介護（予防）サービス費とは、1年間の医療・介護の世帯の自己負担額の合計が、著しく高額にならないように、医療・介護の自己負担額の合計が上限額を超えた場合に、当該超えた額を支給するものである。（資料40-1）</p> <p>現在、高額医療合算介護（予防）サービス費の計算処理（※1）は、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託しており、対象者の把握は、介護保険課から国保連に伝送する「被保険者証記号番号（国保）」と医療保険者が別に国保連に伝送する「被保険者証記号番号（国保）」によって、医療保険被保険者と介護保険被保険者の突合により行っている。これまでの「被保険者証記号番号（国保）」による突合では、国保連において、医療保険者が設定する記号（ハイフン）と番号によって構成される記号番号（介護保険者では、記号（ハイフン）は設定できず、番号のみによる構成である。）によりエラーとなる場合があり、後続処理によって確認作業が必要となっていた。</p> <p>番号法の制定により、国民健康保険事務及び介護保険事務において個人番号の利用が可能となり、両事務間での個人番号による突合が可能となったが、国保連でのシステムの構築がまだなされていなかったため、これまで個人番号による突合は行われていなかった。このたび、平成30年度より、国保連でのシステムの構築がなされることとなったため、医療・介護の被保険者の突合を個人番号を用いて行うこととする。</p> <p>そこで、介護保険システム（※2）の処理により、国保連に個人番号を伝送できるようシステム改修する。なお、対象者は、国民健康保険加入者のみである。</p> <p>高額医療合算介護（予防）サービス費は、介護保険法による介護保険給付のひとつであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、既に個人番号の利用を開始している。個人番号の利用にあたっては、既に特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）を作成して個人情報保護委員会に提出している。国保連との個人番号の伝送・授受は、専用通信ネットワーク回線を使用した「伝送通信ソフト」というシステムを使用して行うため、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）のファイル修正を行う。（資料40-3）</p> <p>2 対象者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定者等のうち、国民健康保険に加入する者 約1,000人（平成28年7月末時点） <p>※1 高額医療合算介護（予防）サービス費等の計算は、保険者事務共同処理事務（補足）の委託事務のひとつであり、新宿区は、国保連に当該計算処理業務の委託を行っている（平成21年度第4回本審議会承認事項）。介護保険における国保連の業務内容は、介護保険法第176条第1項に規定されており、同事務は、国保連での委託を前提とされている。</p> <p>（補足）保険者事務共同処理事務とは、介護保険各保険者における介護保険事業の円滑な運営に資する事業について、同法第176条第1項により国保連に委託できる事務をいう。</p> <p>※2 介護保険システムとは、介護保険制度における要介護認定申請の受付・要介護認定審査業務に係る受給者管理・給付実績管理等について、確実かつ迅速に事務処理をするため、平成11年10月から導入されたものをいう（平成11年度第1回及び第2回本審議会承認事項）。</p>

件名 高額医療合算介護(予防)サービス費事務における個人番号の利用に伴う 介護保険システムの変更(追加)について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	高額医療合算介護(予防)サービス費支給業務
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲</p> <p>介護保険の要介護(要支援)認定を受けている者又は総合事業の対象者(以下「要介護認定者等」という。)のうち、国民健康保険に加入する被保険者</p> <p>2 記録項目</p> <p>別紙1に記載のとおり</p> <p>3 記録するコンピュータ</p> <p>ホストコンピュータ(介護保険システム)</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>高額医療合算介護(予防)サービス費の計算処理の委託先である国保連に、医療・介護資格の同一世帯の突合を行うため、個人番号を伝送できるようにする。</p> <p>介護保険システムの処理により、<u>個人番号ファイルを国保連へ伝送するため</u>、介護保険システムの改修が必要である。</p> <p>※ 下線は、今回の追加部分(以下同じ。)</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>上記業務のため、現行では、介護保険システムから、別紙1記載の現在の情報項目を、国保連へ伝送している。個人番号は、別紙1記載の現在の情報項目とは別ファイルで伝送する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	<p>本審議会承認後、システム変更に係る改修等の着手(予定)</p> <p>平成30年度までに 改修後の介護保険システムの稼働</p>

**件名 高額医療合算介護(予防)サービス費事務における個人番号の利用に伴う
外部結合について(結合項目の追加)**

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	高額医療合算介護(予防)サービス費支給業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 介護保険の要介護(要支援)認定を受けている者又は総合事業の対象者(以下「要介護認定者等」という。)のうち、国民健康保険に加入する被保険者</p> <p>2 記録項目 別紙1に記載のとおり</p>
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	国保連へ個人番号を伝送して、上記業務において、国民健康保険被保険者と介護保険被保険者との突合を行うため。
結合の形態	専用光回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信
結合の開始時期と期間	平成30年3月1日から同年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>1 平成16年より介護保険給付事務に係る電子計算組織の結合にあたっては、新宿区個人情報保護条例を厳守し、以下のとおり保護措置を講じている。</p> <p>(1) 使用するパソコンは国保連との伝送専用とする。</p> <p>(2) 送信する交換情報ファイルは暗号化し、盗聴、改ざんを防ぐ。</p> <p>(3) システムについては、不正なアクセスを防ぐファイアウォールを設ける。</p> <p>(4) システムの操作については、パソコン本体へのログイン時、回線接続時、伝送ソフトへのログイン時、それぞれにパスワード等で確認措置をとり、適正な操作権限を持っているかチェックを必ず行う。</p> <p>(5) 新宿区情報セキュリティ規則を厳守する。</p> <p>2 上記に加え、受給者異動情報と個人番号異動情報は、ファイルを別にして伝送する。</p> <p>3 東京都国民健康保険団体連合会は、次に掲げる保護措置を講じる。</p> <p>(1) ユーザID、パスワードによる利用者チェックを行う。</p> <p>(2) 送信する交換情報ファイルは、暗号化する。</p> <p>(3) ファイアウォールによる部外者侵入の阻止を図る。</p> <p>(4) 東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則及び東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程を厳守する。</p>

件名 高額医療合算介護（予防）サービス費事務における個人番号の利用に伴う保険者事務共同処理事務（一部）の委託について（業務内容の変更）

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	高額医療合算介護（予防）サービス費支給業務
委託先	東京都国民健康保険団体連合会
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	1 個人の範囲 要介護認定者等のうち、国民健康保険に加入する被保険者 2 記録項目 別紙1に記載のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体（介護保険審査支払等システム）
委託理由	医療・介護給付の審査支払を委託され、給付実績を保有する国保連において、国保連のシステムを活用して各保険者とデータの授受を行うことにより、医療・介護の自己負担額を正確に把握し、同一世帯の突合を行って、国保と介護における支給額計算を迅速かつ効率的に行うため。
委託の内容	保険者事務共同処理事務のひとつである高額医療合算介護（予防）サービス費事務（※）については、 <u>個人番号による医療・介護資格の世帯の突合</u> により、国保連が保有する給付実績を用いて、支給額の計算を行う。 ※ 高額合算処理における医療・介護の世帯の突合業務、個人番号台帳整備業務、支給額計算業務
委託の開始時期及び期限	平成30年3月1日から同年3月31日まで（次年度以降も、同様の外部結合を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項（別紙2及び別紙3）」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項（別紙3）」を付す。 3 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則及び東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程、また個人番号を含む個人情報の適正な取扱いのために規定された東京都国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程を遵守させる。 2 個人番号管理サーバには、データをすべて暗号化して登録させる。 3 他のシステム処理においては、一切個人番号を利用させない。 4 これまでの既存サーバとは別に、個人番号管理サーバを新規に追加し、個人番号用ユーザIDでしかアクセスできないようにさせる。 5 個人番号管理サーバは、保険者単位に区画を分けて管理させる。 6 個人番号は、勧奨通知作成処理にのみ使用し、計算処理には使用しない。 7 機微性の高い医療情報等と個人番号は紐づけない。

件名 高額医療合算介護(予防)サービス費事務における個人番号の利用に伴う 保険者事務共同処理事務(一部)の再委託について(業務内容の変更)

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	高額医療合算介護(予防)サービス費支給業務
委託先(再委託先)	【委託先】東京都国民健康保険団体連合会 【再委託先】みずほ情報総研株式会社(※ISO27001及びプライバシーマーク取得済)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 要介護認定者等のうち、国民健康保険に加入する被保険者 2 記録項目 別紙1に記載のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(介護保険審査支払等システム)
再委託理由	国保連は、これまでも再委託しており、引き続き同じ業者に再委託することによって、高額医療合算介護(予防)サービス費支給業務を迅速かつ効率的に行うことができるため。
再委託の内容	個人番号による高額合算処理における医療・介護の世帯の突合業務、個人番号台帳整備業務、支給額計算業務の一部
再委託の開始時期及び期限	平成30年3月1日から同年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2及び別紙3)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙3)」を付す。 3 契約履行の間、特記事項(別紙2)12に基づき、区が直接再委託先に対して必要に応じ、調査を実施するとともに、報告を求める。
再委託事業者に行わせる情報保護対策	1 入退室管理システムにより、デジタルカード、ビームセンサーの連動による人数制御実施及び入退室ログなどの管理を実施させる。 2 携帯電話の持ち込みを禁止し、電子記録媒体の持込が必要な場合は情報管理責任者の承認をとらせる。 3 防犯用カメラをコンピュータ室内の各要所に設置し、有人にて24時間監視のうえ録画させる。 4 個人番号管理サーバには、データをすべて暗号化して登録させる。 5 他のシステム処理においては、一切個人番号を利用させない。 6 これまでの既存サーバとは別に、個人番号管理サーバを新規に追加し、個人番号用ユーザIDでしかアクセスできないようにさせる。 7 個人番号管理サーバは、保険者単位に区画を分けて管理させる。 8 個人番号は、勧奨通知作成処理にのみ使用し、計算処理には使用しない。 9 機微性の高い医療情報等と個人番号は紐づけない。

情報項目

現在の情報項目 (※1)
<p> 保険者番号、被保険者番号、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、資格喪失年月日、老人保健市町村番号、 公費負担者番号、申請年月日、みなし要介護区分コード、要介護区分コード、認定有効期間開始日、 認定有効期間終了日、居宅サービス計画作成区分コード、居宅介護支援事業所番号、 居宅サービス計画適用開始年月日、居宅サービス計画適用終了年月日、支給限度基準額、 上限管理適用期間開始年月日、上限管理適用期間終了年月日、公費負担上限額の有無、償還払い化開始年月日、 償還払い化終了年月日、給付率引下げ開始年月日、給付率引下げ終了年月日、減免申請中区分コード、 利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始年月日、標準負担区分コード、標準負担額、 標準負担額提供開始年月日、標準負担額提供終了年月日、利用者負担限度額、保険者番号（後期高齢）、 被保険者番号（後期高齢）、保険者番号（国保）、被保険者証記号番号（国保）、個人番号（国保）保険制度コ ード、保険者名称、異動区分、補正済自己負担額送付区分、支給申請書整理番号、支給申請区分、支給申請形 態、 申請代表者氏名、申請代表者住所、申請代表者電話番号、申請年月日、自己負担額証明書交付申請の有無、 支給方法、口座管理番号、金融機関コード、店舗コード、口座種目、口座番号、口座名義人（カナ）、 振込先口座管理番号、自己負担額証明書整理番号、保険制度コード、対象年度、対象計算期間、被保険者期間、 各月の自己負担額、うち70歳～74歳の者に係る負担額、高額介護（予防）サービス費支給額（70歳未満）、 高額介護予防サービス事業費支給額（70歳未満）、高額介護（予防）サービス費支給額（70歳～74歳）、 高額介護予防サービス事業費支給額（70歳～74歳）、自己負担額年度合計、 うち70歳～74歳の者に係る負担額年度合計、高額介護（予防）サービス費支給額年度合計（70歳未満）、 高額介護予防サービス事業費支給額年度合計（70歳未満）、 高額介護（予防）サービス費支給額年度合計（70歳～74歳）、 高額介護予防サービス事業費支給額年度合計（70歳～74歳）、宛先氏名、宛先住所、証明書発行年月日、 証明書発行者名、証明書発行者住所、問合せ先住所、問合せ先住所名称、問合せ先住所電話番号、 計算結果送付先情報、計算結果送付先住所、計算結果送付先名称、計算結果送付先電話番号、 給付実績作成区分コード、決定年月日、自己負担総額、支給額、処理年月 </p>
追加の情報項目 (※2)
<p> (保険者番号)、(被保険者番号)、個人番号、交換情報識別番号、個人番号異動年月日、異動事由、 訂正年月日、訂正区分コード、 </p>

※1 平成21年度第4回本審議会承認事項（情報項目）及び平成28年度第6回審議会承認事項（情報項目）

※2 ※1の情報とは別ファイルでデータを送付する。（ ）の情報項目は、（※1）と重複

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

18 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

19 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

20 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

21 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

22 乙は、第 1 項から第 20 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

19 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

20 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 丙は、第1項及び第3項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。